

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
(株)ジェイアール東日本企画	7011001029649	東京都渋谷区恵比寿南1丁目5番5号	R7.11.11 ~ R8.8.10 (9ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為)	(株)ジェイアール東日本企画は、国土交通本省及び観光庁が令和5年度に交付した補助金2件(※)に関して、実際の従事状況に基づくことなく算定した人件費を、当該補助金交付のため必要な実績報告書等に記載して国土交通本省等に提出し、補助金を過大に請求していた。 (※)「住宅市街地総合整備事業補助金(空き家対策総合支援事業(モデル性の高い空き家対策に関する広報等を行う事業))」及び「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金(観光再始動事業)」
松浦建設(株)	1021001033176	神奈川県小田原市新屋82-1	R7.12.19 ~ R8.3.18 (3ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第3号イ (贈賄)	松浦建設(株)の代表取締役(当時)及び営業部長(当時)が、神奈川県小田原市の下水道工事などを巡り、小田原市環境部長が収賄容疑で逮捕された事件で、当該事業者に便宜を図った見返りとして、令和6年8月と令和7年2月の2回、計20万円分の商品券を渡したとして、令和7年9月24日、横浜地方検察庁に贈賄の罪で起訴された。
(株)井上電工	2490001004817	高知県四万十市具同7361-6	R8.1.9 ~ R8.4.8 (3ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第10号 (公契約関係競売等妨害又は談合)	(株)井上電工の代表取締役は、高知県土佐清水市が令和7年5月28日に行った「宿泊型多文化共生コミュニティ施設改修工事(電気設備)」の指名競争入札をめぐる、官製談合防止法違反と公契約関係競売入札妨害の疑いがあるとして、令和7年11月11日に高知県警察に逮捕され、同年12月2日に公契約関係競売入札妨害罪で高知県地方検察庁に起訴された。

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
クレハ建設(株)	6380001012793	福島県いわき市錦町綾ノ町16番地	R8.2.13 ~ R8.3.26 (6週間)	指名停止等措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)	クレハ建設(株)は、福島県内及び茨城県内で請け負った民間発注の工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営むものと同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結した。 このことが、建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、東北地方整備局長より営業停止処分(10日間)を受けた。
初島電設(株)	4170001002660	和歌山県和歌山市冬野1359番地7	R8.2.13 ~ R8.3.12 (1ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)	初島電設(株)は、和歌山県発注の県庁舎照明設備改修工事において、建設業法に違反し、契約書を作成しないまま一部下請負業者に工事を施工させ、また施工体系図や標識の掲示を怠ったまま工事を施工していた。 これらのことが建設業法第28条第1項本文に該当するとして、和歌山県知事より令和7年12月22日付けで、指示処分を受けた。
村上建設(株)	7340001010759	鹿児島県奄美市名瀬小浜町29-9	R8.2.13 ~ R8.3.12 (1ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)	村上建設(株)の従業員は、令和6年4月15日、鹿児島県奄美市の大熊漁港において、同社が所有する船舶を洗浄した際に、洗浄水に混入した燃料油を過失により同漁港海域に排出させた。このことにより、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」違反で名瀬簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、令和7年1月15日にその刑が確定した。
ReBORNGROUP(株)	2011001157446	神奈川県横浜市西区みなとみらい3丁目3番1号三菱重工横浜ビル8階	R8.2.20 ~ R8.3.19 (1ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)	ReBORNGROUP(株)は、令和5年12月から令和7年5月までの間に神奈川県内で請け負った電気工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して、建設業法施行令第1条の2第1項に定める軽微な工事の範囲を超えて、工事を請け負う契約を締結した。 このことが、建設業法第28条第2項第2号に該当するとして、神奈川県知事より指示処分を受けた。

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
(株)KIKUZAKI電気	7012401035690	東京都多摩市諏訪1丁目5番地の9ベルメゾン206	R8.2.20 ~ R8.3.19 (1ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)	(株)KIKUZAKI電気は、令和7年3月から同年7月までの期間、神奈川県内の民間工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、配置技術者を専任で置かなければならない工事において配置した主任技術者を、他の工事の主任技術者として兼務させた。 このことが、建設業法第28条第1項本文に該当するとして、令和7年12月15日、東京都知事より指示処分を受けた。
杉山管工設備(株)	2020001053679	神奈川県横浜市中区海岸通1-3	R8.2.20 ~ R8.3.19 (1ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)	杉山管工設備(株)は、令和5年12月から令和7年9月にかけて神奈川県内及び群馬県内で施工した管工事において、専任を要する主任技術者として配置した者を、建設業法第26条第3項の規定に違反して、工期が重複する他の現場においても専任を要する監理技術者として配置した。 このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、神奈川県知事より指示処分を受けた。
日本交通技術(株)	7010501018351	東京都台東区上野7-11-1	R8.2.20 ~ R8.6.19 (4ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第5号(独占禁止法違反)	日本交通技術(株)らは、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道(株)が管理する線路の跨線橋点検業務に関して、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、競争を実質的に制限していた。 このことから、令和7年12月19日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該事業者らに対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
大日コンサルタント株式会社	9200001003031	岐阜県岐阜市藪田南3丁目1番21号	R8.2.20 ~ R8.4.19 (2ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第5号 (独占禁止法違反)	大日コンサルタント(株)らは、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道(株)が管理する線路の跨線橋点検業務に関して、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、競争を実質的に制限していた。このことから、令和7年12月19日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該事業者らに対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。
株式会社トーニチコンサルタン	4011001015552	東京都渋谷区本町1-13-3	R8.2.20 ~ R8.4.19 (2ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第5号 (独占禁止法違反)	(株)トーニチコンサルタンらは、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道(株)が管理する線路の跨線橋点検業務に関して、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、競争を実質的に制限していた。このことから、令和7年12月19日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該事業者らに対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。
丸栄調査設計株式会社	3190001010522	三重県松阪市大口町102-2	R8.2.20 ~ R8.6.19 (4ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第5号 (独占禁止法違反)	丸栄調査設計(株)らは、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道(株)が管理する線路の跨線橋点検業務に関して、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、競争を実質的に制限していた。このことから、令和7年12月19日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該事業者らに対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
東海旅客鉄道株式会社	3180001031569	愛知県名古屋市中村区名駅1丁目1番4号	R8.2.20 ~ R8.6.19 (4ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第5号 (独占禁止法違反)	東海旅客鉄道(株)らは、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道(株)が管理する線路の跨線橋点検業務に関して、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、競争を実質的に制限していた。 このことから、令和7年12月19日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該事業者らに対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。
株式会社春山組	8150001013292	奈良県北葛城郡王寺町元町2丁目14番21-1号	R8.3.6 ~ R8.4.5 (1ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第13号 (建設業法違反行為)	(株)春山組の経營業務管理責任者である代表者は、令和4年12月から令和5年2月までの間、他社が受注した公共工事において、自身を主任技術者として通知し、主任技術者が務めるべき業務に従事していた事実が認められた。当該工事期間は、(株)春山組での職務に専ら従事していたとは認められないことから、建設業法第7条第1号に違反すると認められた。このことが、建設業法第28条第1項本文に該当するとして、奈良県は、令和8年1月7日付けで、建設業法の規定に基づく監督処分(指示処分)を行った。